

国内利用航空運送約款

第一章 総則

(事業の種類)

第一条 当社は、航空運送事業者（航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一條第十六項に規定する航空運送事業を經營する者をいう。）が行う貨物の運送に係る次の利用航空運送事業を行ふ。

第一種 利用航空運送事業（貨物運送取扱事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第八項に規定する事業をいう。）

第二種 利用航空運送事業（同法同条第九項に規定する事業をいう。）

（適用の範囲）

第二条 当社の前条の利用航空運送事業に関する運送契約は、この運送約款の定めるところにより、この運送約款に定めのない事項について当該貨物の運送にかかる航空運送事業者（以下航空会社と称す。）との間の運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、予告なしに変更されることがあります。

第三条 この運送約款及びこれに基づいて定められた規定は、当該貨物の運送にかかる航空運送事業者（以下航空会社と称す。）の運送約款又は一般的な慣習によります。

二 当社の前条に付帯する業務に関する契約は、この運送約款に定めのある場合を除き、法令、及びこれに基づき定められた運送約款又は一般的な慣習によります。

三 当社は、前項の規定にかかるわらず法令に反しない範囲で特約の申込に応ずることがあります。

第四条 荷送人は、この運送約款及びこれに基づいて定められた規定に同意したものとします。

第五条 この運送約款による運送契約及びこれに関する訴訟の手続きは、日本の法律に準拠します。

第二章 運送業務

第一節 通則

（受付日時）

第六条 当社は、受付日時を定め店頭に掲示します。

（運送の範囲）

第七条 当社の貨物の運送は、荷送人から貨物を引き渡した時に終ります。

（貨物運送の順位）

第八条 貨物運送の順位は、引受けの順位によります。

（準拠法）

ただし、航空会社において、運航上搭載制限を必要とする場合その他の正当な事由がある場合は、この限りではありません。

第二節 運賃及び料金

（届出運賃、料金）

第九条 当社は、引き受けた貨物の運送に対して届出をした運賃及び料金並びにその他運輸に関する料金を收受します。

（前項の取扱い）

当社の運賃及び料金は、店頭に掲示します。

（荷物運送の順位）

当社は、收受した運賃及び料金並びにその他の運輸に関する料金の割り戻しません。

（従価料金）

第十条 貨物の申告価格が三十万円を超える場合には、申告価格一万円又はその端数ごとに、従価料金として二十円を收受します。

（運賃、料金等の収受）

当社は、貨物の全部又は一部がその性質若しくは瑕疵又は荷送人の責に帰すべき事由によって荷送人から收受します。

（運賃請求権）

第十二条 荷送人は、当社に貨物を委託する場合は、貨物一口ごとに運送状を作成し、次の項目を明記し、たときは、運賃、料金並びにその他運輸に関する料金の全額を收受します。

（署名又は記名捺印）

当社は既に連賃料金並びにその他の運輸に関する料金の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

（荷物の品名、品質、個数、重量）

当社は既に連賃料金並びにその他の運輸に関する料金の全部又は一部を收受しているときは、これを払い戻します。

（荷物の点検）

当社が運送状の記載事項について疑いがあると認めたらしく又は荷物引受けたときに荷送人から收受したときには、荷送人から特別の負担を負担していただきたい旨を記入して下さい。

第十三条 荷送人は、貨物の性質、重量、容積及び運送距離等に応じて運送に耐えかつ、他の貨物に損害を与えないよう荷造りしなければなりません。

二 当社は、貨物の荷造りが十分でないときは、必要な荷造りを要求しますがその場合は荷送人は、その

要 求に応じなければなりません。

（外装表示等）

第十四条 荷送人は、貨物の外装又は荷札に次の事項を見易いように表示しなければなりません。

（品名）

（個数）

（単位）

（品名）

（表示）

（見易い）

（表示）

（表示）